平成２５年（フ）第２８号
千葉県館山市館山1462番地の４
債務者　入江　健司
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１６２号
愛知県一宮市三ツ井５丁目15番３号　シルバーメゾン高田303号
債務者　川田　和弥
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２３４号
大阪府岸和田市額原町382番地府営住宅５棟308号
債務者　美濃部キクエ
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２４１号
大阪府阪南市尾崎町７丁目２番12―108号
債務者　藤木　辰夫
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
大阪府岸和田市小松里町515番地の４キャッスル85・305号
債務者　日高　純子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５０６号
奈良市古市町1366番地の16
債務者　中西　達也
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４７号
奈良県天理市荒蒔町210番地６
債務者　松本　照子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第７８号
奈良県生駒市高山町10192番地４
債務者　吉田　洋子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１３０号
奈良市二名２丁目2460番地の69　リヴェール富雄一番館402号
債務者　南見　典嗣
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１６５号
奈良市百楽園５丁目７番34―203号
債務者　出口　和成
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１５７号
香川県高松市元山町124番地１　コーポ川添306号室
債務者　荒木久仁夫
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第２５号
福岡県大牟田市大字三池1021番地１
債務者　小宮　清志
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３３号
福岡県大牟田市大字歴木1807番地1063　県営住宅平野山団地９棟305号
債務者　吉岡　広美
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第２０号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘長洲1333番地１　サンハイツＡ棟７号
債務者　鶴川理恵子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第４７号
茨城県北茨城市中郷町下桜井969番地４　下桜井市営住宅北３棟403号
債務者　佐藤　早絵
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４８号
茨城県北茨城市磯原町豊田160番地４コーポ藤101
債務者　緑川ひとみ
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４０９号
千葉県市原市郡本１丁目428番地
債務者　國武　晶子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係